



環境保全資金



～ 融資のごあんない ～

栃木県では、公害防止施設等の設置や環境保全に資する事業に取り組む中小企業の皆さまを長期・低利の資金融資により応援します。



栃木県環境森林部



融資を受けることができる方

次のいずれにも該当する中小企業者又は中小企業団体で、知事が融資を必要と認めた方です。

(中小企業団体にあっては、1を除く。)

- 1 栃木県内で、原則として1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる。
- 2 環境保全資金の償還及び利子の支払について十分な支払能力を有する。
- 3 県税を滞納していない。
- 4 事業計画書に係る認定書の交付前に、融資の対象となる事業に着手していない。
(知事がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。)



【中小企業者の範囲】※資本金又は従業員数のどちらかの要件を満たしている会社又は個人(事業主)が該当します。

区 分	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5千万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5千万円以下	200人以下



融資の条件

次の条件で融資します。

融資限度額 ● 10万円単位で融資します。	所要経費の90%以内で、次の額とします。 1 公害防止施設の設置等・その他環境保全事業：100万円以上1億円以下 2 公害防止のための工場又は事業場の移転事業：200万円以上1億5千万円以下
融 資 期 間 及 び 返 済 方 法	返済方法は元金均等月賦償還とします。 1 融資額が1,000万円以上：10年以内(うち元金の据置期間は2年以内) 2 融資額が1,000万円未満：7年以内(うち元金の据置期間は1年以内)
融 資 利 率	1. 6% (認定時の利率を返済終了まで適用します。) (融資利率は金融情勢により変更になることがありますので、事前に御確認ください。)
信 用 保 証	原則として、栃木県信用保証協会の保証付きとします。保証料率等については、信用保証協会の定めるところによります。(0.45%~1.6%)



融資までの手順

●事業着手までの手続き

- ① 事業計画書・融資申込書を提出(金融機関※1へ)
- ② 現地調査の実施(県)
- ③ 認定通知(県 → 申請者)※2
- ④ 保証申込み(金融機関 → 栃木県信用保証協会)
- ⑤ 貸付通知(金融機関)
- ⑥ 事業着手

●事業完了後の手続き

- ⑦ 事業完了報告書を提出(県へ)
- ⑧ 事業完了検査を実施(県)
- ⑨ 完了通知(県 → 認定者、金融機関等)
- ⑩ 融資の実行※3
- ⑪ 支払報告書を提出(県へ)



※1 県内に本・支店がある銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫

※2 認定前に事業に着手したものは対象になりません。認定後、金融機関の判断により融資を受けられない場合があります。

※3 融資は原則として事業完了後となりますが、中間融資を受けることもできます。



融資の対象

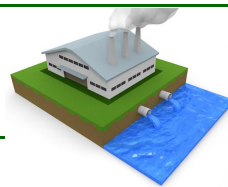
● 公害防止施設等・その他の環境保全事業



※原則として、生産設備（利益を生じる設備）は対象となりません。

水 質 汚 濁	污水处理施設、排水口統合化工事、排水管工事、老廃液再生回収装置、その他水質汚濁を防止するための施設及び工事
大 気 汚 染	ばい煙又は粉じん処理装置、低NO _x 燃焼装置、排ガス洗浄装置、有害物質除去又は回収装置、粉じん等の飛散を防止するための工場建屋等、ガソリンペーパー回収装置、その他大気汚染を防止するための施設
騒 音 ・ 振 動	防音設備、遮音壁、防振装置、その他騒音・振動を防止するための施設
悪 臭	脱臭設備、悪臭密閉装置、その他悪臭を防止するための施設
地 盤 沈 下	水源転換のための施設、水再利用施設、地下水の適正利用のための地下水揚水量管理装置、その他地盤沈下の進行を防止するための施設
土 壌 汚 染	土壌汚染対策のための施設、汚染土壌の処理及び汚染水の処理対策事業（発生源の特定や汚染地域を確定するための調査を含む。）、その他土壌汚染対策及び地下水汚染対策として有効であると認められる施設
廃 棄 物 処 理 施 設	廃棄物処理施設の設置又は改善 （廃棄物処理業者が廃棄物の処理を行う施設を除く。）
廃棄物焼却施設	廃棄物焼却施設の設置又は改善（廃棄物処理業者の場合は、廃棄する焼却炉に替えて新たに焼却炉を設置する場合又は改善に限り、かつ別に定める基準に基づく施設に限る。）
吹付け石綿の除去等	吹付け石綿の除去、囲い込み、封じ込め、敷地境界における濃度測定費 （解体に伴う除去も対象。ただし、解体費は対象外。）
ノンフロン・低GWP物質を使用した装置等	ノンフロン・低GWP※物質を冷媒として使用する冷凍空調機器、フロン類を充填又は回収するための機器（フロン類を開放式の装置等に充填する目的で設置する場合を除く。） ※GWP：地球温暖化係数
環境マネジメントシステムの認証の取得	環境マネジメントシステムの認証（ISO、JIS等）取得に係る予備審査、本審査、コンサルティング等を受けるための経費。なお、計画書提出時点において、未払分の経費も含む
工場、ビル等の緑化対策	工場、ビル等の敷地内の緑化、屋上・壁面の緑化、敷地内や屋上でのビオトープ創造 等
そ の 他	再生資源の利用促進に必要な施設の整備、ディーゼル微粒子除去装置の装着、その他環境保全事業として、知事が認めるもの

● 公害防止のための工場又は事業場の移転の事業



対 象 事 業	工場又は事業場の建設、公害防止施設等の設置、 工場又は事業場の移転に必要な土地の取得及び旧工場又は事業場の解体及び運搬
---------	--



問い合わせ先

詳細は、栃木県HPを御覧下さい。

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/d03/advice/kankyau/hozen/yuushi.html>



事 務 所 名	担 当 部 課 名	電 話 番 号	所 管 区 域
県西環境森林事務所	環境部環境対策課	0288(23)1000	鹿沼市、日光市
県東環境森林事務所	〃	0285(81)9002	真岡市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町
県北環境森林事務所	〃	0287(22)2277	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、 那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
県南環境森林事務所	〃	0283(23)4445	足利市、佐野市
小山環境管理事務所	環境対策課	0285(22)4309	栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町

※ 宇都宮市は、県環境保全課〔電話 028-623-3188（大気環境担当）〕が所管になります。